

## 生活福祉資金(総合支援資金)特例貸付借入申込みに当たっての留意事項

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から3ヶ月以内とします。
- 3 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 生活支援費の貸付金の据置期間は、令和5年12月末までとします。
- 5 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。
- 6 借入れに当たっては、原則として連帯保証人を立てるものとします。ただし、連帯保証人を立てない場合であっても、貸付けを受けることができます(審査の結果、他の要件を満たさない場合は、貸付けを受けられません)。
- 7 貸付金の利率は無利子とします。
- 8 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3.0パーセントの延滞利子を支払うこととなります。
- 9 資金を借り受けた者は、借入期間中、就職したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに奈良県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 10 生活支援費の借入申込者は、貸付けの決定を受けた後、奈良県社会福祉協議会に借用書を提出することとします。
- 11 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一時償還又は貸付けの停止を行います。
- 12 借入申込みに当たって、奈良県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 13 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、申込窓口の市町村社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 14 本資金の借入申込時に住居がない場合は、自治体で行う住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が見込まれていることが必要です。
- 15 14により申請を行った場合、生活支援費の貸付金の交付は、新しい住宅への入居が完了し、自治体が発行する「住居確保給付金支給決定通知書写し」の提出が行われてからとします。

奈良県社会福祉協議会会長 殿

生活福祉資金(総合支援資金)特例貸付の借入申込みに当たり、私は上記留意事項に同意します。

令和 年 月 日

借入申込者

㊞